

令和6年度

船員保険オンライン事務説明会

注意事項等

- 電波状況等により、画像・音声に乱れが生じる可能性がありますのでご承知おきください。
 - ご質問は時間の都合上、省略させていただきます。
- その他個別のご質問、ご不明な点につきましては船員保険部までお電話ください(03-6862-3060)。
- 参加者のご意見を今後の参考にしたい、最後にアンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。

開始時刻までしばらくお待ちください



全国健康保険協会
船員保険



医療機関等への 新しい受診方法について ～保険証の新規発行は終了しました～



全国健康保険協会
船員保険

令和6年12月制度改正後の医療機関等受診方法

保険証とマイナンバーカードの一体化以降の医療機関等の受診方法・使用可能期間は下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
							制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間終了 (R7.12.1)							
①	保険証																		※経過措置期間終了後使用不可							
②	マイナ保険証																									
③	資格確認書																									
④	マイナポータル(スマホ) ＋ マイナ保険証																									
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナ保険証																									

制度改正日
(R6.12.2)

経過措置期間終了
(R7.12.1)

※経過措置期間終了後使用不可

・医療機関の端末が故障している場合
・端末を導入していない医療機関の場合

①保険証

従来の保険証は令和6年(2024年)12月2日に新規発行が終了しましたが、
現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、
令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。



※紛失、棄損した場合であっても再発行はできません。マイナ保険証をお持ちでない場合、
資格確認書の発行申請が必要です。

令和7年(2025年)12月1日までの退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納して
ください。

令和7年(2025年)12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

②マイナ保険証

マイナ保険証とはマイナンバーカードを保険証として利用登録したものです。

マイナンバーカードで受診するメリット

データに基づくより良い医療が受けられる

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要

- これまでは、高額療養費制度に関し、「限度額適用認定証」を申請しなければ窓口負担を高額療養費の上限額に抑えることができませんでした。
- マイナ保険証は、「限度額適用認定証」がなくても、医療機関等の窓口で高額療養費の上限額を超える分を支払う必要がありません。

マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単

- マイナポータルからe-Taxに連携することで、確定申告時の医療費控除申請が簡単になります。

②マイナ保険証

マイナ保険証利用のための3つのステップ

①船舶所有者へマイナンバーを提出(協会けんぽにおいてすでに登録済の方は不要)

就職や転職をした場合は、船舶所有者様にマイナンバーのご提出をお願いいたします。

船舶所有者様におかれましては、「船員保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」に、マイナンバーの記載をお願いします。

②マイナンバーカードの取得

③マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



※マイナポータルとは…

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが
可能で、各種行政手続きの申請や、所得・
税等の情報を確認することができます。

③資格確認書 (マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法)

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証の利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。資格確認書の発行は以下のとおり行います。なお、協会けんぽから発行する資格確認書の有効期限は、4～5年としています。

船員保険 資格確認書	本人(被保険者)
記号XXXXXXXXXX	番号XXXXXXXX 枝番XX
氏名	XXX XXXX XXX XXXX
生年月日	平成X年X月X日
性別	男
資格取得年月日	令和X年X月X日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	02130011
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部
保険者所在地	東京都千代田区富士見2-7-2

【令和6年12月1日までに発行された保険証をお持ちの方】

- 船員保険においては、**令和6年12月1日までに発行された保険証をお持ちの方のうち**、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに、以下のとおり、資格確認書を発送します(従来の保険証の使用期限が切れる前にお届けする予定)。

お勤めされている方(被保険者)
ご家族の方(被扶養者)

いずれも、令和7年6月から9月にかけて
被保険者分と被扶養者分をあわせて
順次送付いたします(船舶所有者様あてに送付するかご自宅あてに送付するかは未定)

※早期の交付を希望される場合は、「船員保険資格確認書交付申請書」をご提出ください。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

使用期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

③資格確認書

●資格確認書は、「船員保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」における「㊤資格確認書発行要否」欄に、☒ (チェック)が入っている場合、船舶所有者様あてに送付いたします。

㊦ 資格確認書発行要否

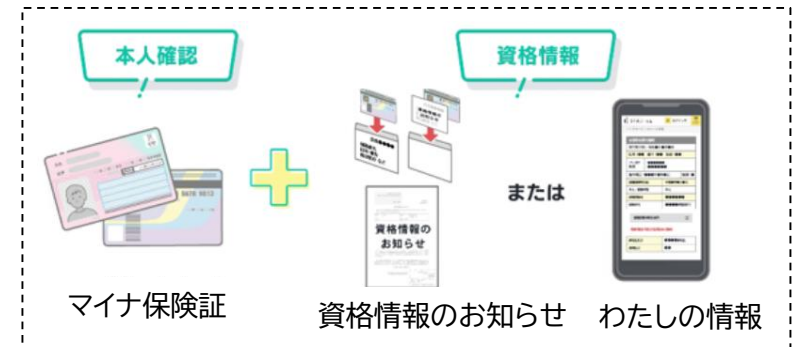
☒ 発行が必要

7

④マイナポータル／⑤資格情報のお知らせ (カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法)

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で医療機関等に対し資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ※**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。 ※「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。退職の際、会社へ返納いただく必要はありません。



【令和6年12月1日までに発行された保険証をお持ちの方】

以下のとおり、資格情報のお知らせを、船舶所有者様あてに、送付させていただきました。

令和6年7月16日時点で加入されていた方 → 令和6年10月送付

令和6年7月17日以降、令和6年12月1日までに加入されていた方 → 令和7年3月末送付

④マイナポータル／⑤資格情報のお知らせ (カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法)

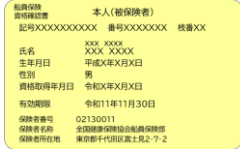
【これから新規加入される方】

船舶所有者様あてに、資格情報のお知らせを送付いたしますので、
ご担当者様はご本人様にお渡しくださいますようお願いします。
なお、退職の際に会社へ返納いただく必要はありません。

資格情報のお知らせ	
記号 12345678	番号 1234567 枝番 01
氏名	佐藤 太郎
生年月日	平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日	令和 2 年 1 月 1 日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部

- 資格情報のお知らせに記載される事項
- ・記号 ・番号 ・枝番
 - ・氏名 ・生年月日 ・資格取得年月日
 - ・保険者番号 ・保険者名称

医療機関等受診方法の比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	保険証	縦54ミリ、横86ミリの プラスチックカード (色は緑色) 	令和6年12月1日をもって 発行を終了しています。再 交付もできません。	医療機関を受診するとき (令和7年12月1日まで の経過措置)	医療機関に提示(令和 7年12月1日までの経 過措置)
②	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手 後、マイナンバーカードの 保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置さ れている医療機関を受 診するとき	医療機関に設置されて いるカードリーダーで 読み取り
③	資格 確認書	従来の保険証と同じ プラスチックカード (色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちで ない方などに申請によらず に発行(発行まで1か月程 度かかる場合があります。) ※急ぎの場合は、資格取得時に限ら ず、任意で申請が可能です。この場 合、船舶所有者が証明した申請書を 船員保険部へご提出いただく必要が あります。	マイナ保険証をお持ちで ない方が医療機関を受 診するとき	医療機関に提示

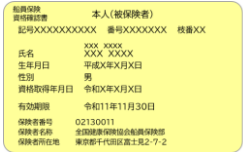
医療機関等受診方法の比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
④	マイナポータル(スマホ) 「わたしの情報(健康保険証)」 ＋ マイナ保険証	マイナ保険証はマイ ナンバーカード 	【わたしの情報(健康保険証)】 ・マイナポータルにログインし、「わたしの情報」→「健康保険証」を選択	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証とマイナポータルから確認できる「わたしの情報(健康保険証)」の両方を医療機関に提示
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナ保険証	資格情報のお知らせは紙製カード型 	【資格情報のお知らせ】 ・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・令和6年12月までに資格取得されていた方には令和6年10月または令和7年3月末に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

※ 70歳以上の方が、マイナ保険証以外の方法(②以外)で受診される場合、引き続き、高齢受給者証が必要です。

資格取得時送付物

令和6年12月2日以降、資格取得時における船員保険部から船舶所有者様への送付物が変更されています。

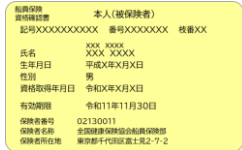
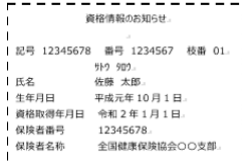
	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	資格情報のお知らせ (全員に発行)	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・令和6年12月までに加入されていた方には令和6年10月又は令和7年3月に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)
②	資格確認書 (資格取得届の「④資格確認書の要否」に☑が入っていた場合)	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方などに申請によらずに発行(発行まで1か月程度かかる場合があります。) ※急ぎの場合は、資格取得時に限らず、任意で申請が可能です。この場合、船舶所有者が証明した申請書を船員保険部へご提出いただく必要があります。	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示

※70歳以上の加入者の方には、従前どおり、高齢受給者証を送付いたします。

※資格取得時にマイナンバーの届出がされておらず、船員保険部においてマイナンバーを登録できなかった方につきましては、後日、船舶所有者様あてに通知させていただきます。

資格喪失時(退職時)の返却について

資格喪失時(退職時)の取扱いは以下のとおりです。ご協力をお願いします。

	名称	形状	令和7年12月1日まで	令和7年12月2日以降
①	保険証	縦54ミリ、横86ミリのプラスチックカード(色は緑色) 	<u>年金事務所(日本年金機構)への資格喪失届等提出時に添付をお願いいたします。</u> ※資格喪失届提出時に添付できなかった際は、後日、船員保険部へ返却してください。	返却の必要はありません。 ご自身で破棄していただいて構いません。
②	マイナ保険証	マイナンバーカード 	保険資格を喪失(退職)しても、返却の必要はなく、引き続き、使用していただけます。	
③	資格確認書	従来の保険証と同じプラスチックカード(色は黄色) 	<u>年金事務所(日本年金機構)への資格喪失届提出時に添付してください。</u> ※資格喪失届提出時に添付できなかった際は、後日、船員保険部へ返却してください。	
④	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	返却の必要はありません。 ご自身で破棄していただいて構いません。	

健診機関の受診方法

生活習慣病予防健診または特定健康診査当日に、以下の流れに沿って資格確認を行います。

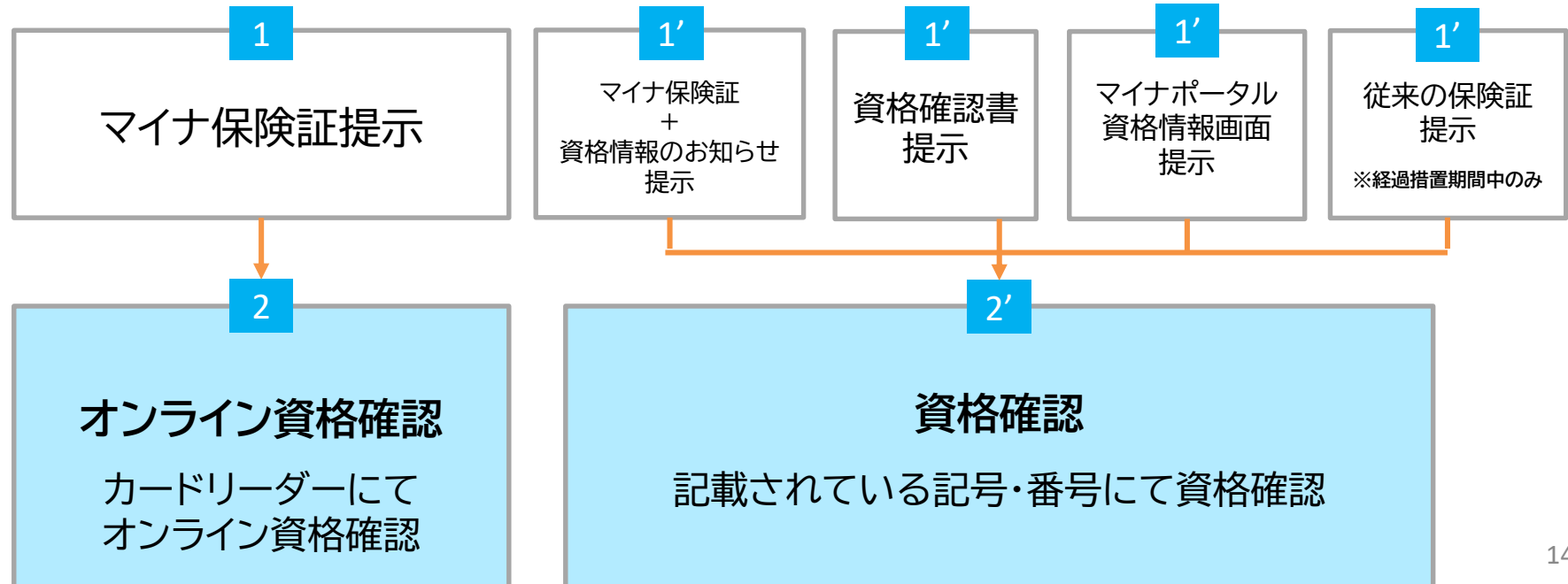
【健診機関でオンライン資格確認が実施できる場合】

マイナ保険証を使用したオンライン資格確認

【健診機関でオンライン資格確認が実施できない場合】

マイナ保険証＋資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル資格情報画面のいずれかの提示による資格確認

※当日は**受診券(セット券)**も忘れずにお持ちください。



疾病任意継続被保険者の資格取得について

次の要件を満たせば、解雇、退職等による船員保険被保険者の資格を喪失した後も最長2年間、被保険者の資格を継続し、その日以後に発生した傷病に対して給付を受けることができます。

※保険料は、資格喪失時の標準報酬月額により決定され、全額が本人負担(令和7年度最高保険料48,551円(介護保険なし)、55,930円(介護保険あり))

- ①喪失日の前日まで継続して2か月以上強制被保険者期間があること。
- ②資格喪失日から20日以内に申請すること。

 全国健康保険協会 船員保険部 全国健康保険協会 船員保険部										取 船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得 申出書												
▶ マイナ保険証をお持ちでない場合等は、資格確認書の発行要否欄に必ず☑をしてください。																						
申出者情報欄 船主・被保険者	記号・番号 (左つめ)										(フリガナ)		生年月日		昭・平		年 月 日		性別		男・女	
	被保険者の氏名 (申請者)										郵便番号				電話番号 (11桁の通話番号)							
	住 所																					
	勤務していた 船舶所有者の		名称		所在地																	
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)		令和 年 月 日																			
資格確認書の発行が必要な場合は☑してください。										マイナンバーカードを所有していない ・マイナ保険証の利用登録をしていない ・家族や介護者が同行し資格確認をする必要がある ・その他事由による												
資格確認書の発行要否										☐ 右記のケースに該当するようなマイナ保険証を利用できない状況にあるため、資格確認書の発行を希望します。												
保険料のお支払い方法										希望する番号を特にご記入ください。 ☐ 1. 毎月納付 2. 6か月前納 3. 12か月前納												
上記の内容に相違ないことを証明します。										「6か月前納」及び「12か月前納」を希望された場合、資格取得年月日(退職日の翌日)の属する月の月末(土日祝の場合は翌営業日)までに前納保険料をお支払いいただく必要があります。												
▶ 以下の船舶所有者の証明は必須ではありませんが、記入があると資格取得の手続きが早く完了します。																						
船舶所有状況記入欄(任意)	勤務していた方 氏 名																					
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)																					
	船舶所有者所在地																					
	船舶所有者名																					
電話番号																						
▶ 被扶養者となる方がいる場合は、裏面をご記入ください。																						
記号番号を記入した場合は記入不要です。記入した場合は必ず▶										被保険者のマイナンバー記入欄												
本人確認書類を添付してください。																						
社会保険労務士の提出代行的署名記入欄																						
提出先										受付日付印												
〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階 全国健康保険協会 船員保険部																						

資格確認書の発行が必要な場合は☑してください。

資格確認書の発行要否

右記のケースに該当するようなマイナ保険証を利用できない状況にあるため、資格確認書の発行を希望します。

- ・マイナンバーカードを所有していない
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない
- ・家族や介護者が同行し資格確認する必要がある
- ・その他事由による

疾病任意継続においても、保険証の新規発行は終了しています。

資格確認書の発行が必要な場合は、「資格確認書の発行要否」欄へ☑してください。

※裏面の被扶養者異動届にも同様の記載欄があります。

▶ 以下の船舶所有者の証明は必須ではありませんが、記入があると資格取得の手続きが早く完了します。

船舶所有者記入欄（任意）	勤務していた方 の氏名	
	資格喪失年月日 （退職日の翌日）	
上記の内容に相違ないことを証明します。 船舶所有者所在地 船舶所有者名 電話番号		

通常、疾病任意継続被保険者の加入手続きは、日本年金機構から船員保険部への資格喪失情報に基づき進められますが、本欄に船舶所有者様の証明があると手続きが早まります。

マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

(協会)マイナンバーコールセンター

協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

これらに関するお問い合わせは、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。

設置期間: 令和6年9月2日から令和8年2月28日(予定)

0570-015-369(ナビダイヤル) 8:30~17:15(土日祝日を除く)

コールセンターでは、以下の言語について対応しています。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。
英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語